

議案第19号

佐倉城址公園整備等事業者選定委員会条例の制定について

佐倉城址公園整備等事業者選定委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉城址公園整備等事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 佐倉城址公園官民連携型賑わい拠点創出事業（以下「事業」という。）

において、市が公募又は指名の方法により発注する業務等の契約に係る、その契約の相手方となる事業者を選定するに当たり、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、佐倉城址公園整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 事業提案の実施要領に関すること。
- (2) 事業提案を評価するための選定基準に関すること。
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者を選定するための評価の基準に関すること。
- (4) 法第5条の3第1項に規定する公募設置等計画の審査に関すること。
- (5) 法第5条の4に規定する設置等予定者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者（以下「設置等予定者等」という。）の選定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置等予定者等の選定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 法第5条の2第6項及び第5条の4第4項に規定する学識経験者
 - (2) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の中から選定する学識経験を有する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から設置等予定者等の選定が終了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 委員は、設置等予定者等に応募した団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合は、その審議に加わることができない。
- (意見の聴取等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席

を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公園管理主管課においてこれを処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1佐倉ふるさと広場整備等事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

佐倉城址公園整備等事業者選定委員会	委員長	日額 8,100円	
	委員	日額 7,600円	